



# 税金

## 町税

税務課 ☎0287-92-1120

### 主な町税と保険料

| 種類         | 納税義務者  | 備考   |
|------------|--|--|
| 個人町民税      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月1日現在、町内に住所がある方で、前年中に一定の所得があった方</li> <li>● 1月1日現在、町内に事務所、事業所または家屋敷を所有する方で、町内に住所がない方で、前年中に一定の所得があった方</li> </ul> | <p>税額は、前年の所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。</p> <p>ただし、給与収入のみで年末調整済みの方は、申告の必要はありません。年金収入のみで所得税が引かれていない方も同様です。</p> |
| 法人町民税      | 町内に事務所や事業所(寮や保養所を含みます)などがある法人や人格のない社団などの法人   | 新規設立または異動の際は、10日以内に「法人の設立(設置)変更等申告書」を提出してください。   |
| 固定資産税      | 1月1日現在、町内に土地、家屋および償却資産を所有する方   | <p>固定資産評価額は価格決定後に縦覧期間があります。</p> <p>事業用償却資産の所有者は1月31日までに申告してください。</p>   |
| 軽自動車税      | 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有の方  | 身体に障害のある方などが所有し、本人や家族が運転する車の税金は免除される場合があります。   |
| 町たばこ税      | 卸売販売業者など   | 平成34年10月まで税率が段階的に引き上がることが決まっています。  |
| 入湯税        | 鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客   | 年齢が12歳未満、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方は、課税が免除されます。   |
| 国民健康保険税    | 那珂川町の国民健康保険に加入している世帯の世帯主   | 詳細については、16ページをご覧ください。  |
| 後期高齢者医療保険料 | 75歳以上の方または障害があると認定された65歳から74歳の方  | 詳細については、17ページをご覧ください。  |
| 介護保険料      | 65歳以上の方または医療保険に加入している40歳から64歳の方  | 詳細については、31・32ページをご覧ください。   |

### 主な証明と手数料

| 種類                | 手数料(1件) | 必要なもの                 |
|-------------------|---------|-----------------------|
| 軽自動車納税証明書(車検用)    | 無料      | 本人確認書類(運転免許証等)・自動車検査証 |
| 固定資産に関する証明        | 200円    | 本人確認書類(運転免許証等)        |
| 住宅用家屋証明申請         | 1,300円  |                       |
| その他税関係証明書(所得証明書等) | 200円    |                       |

※本人以外の方が申請する場合には、委任状が必要となります。



税金

## 町税と保険料の納期

| 区分             | 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------|---|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 町 県 民 税        |   |    |    | 1期 |    | 2期 |    |     |     | 3期  |    | 4期 |    |
| 固 定 資 産 税      |   | 1期 |    |    | 2期 |    |    | 3期  |     | 4期  |    |    |    |
| 軽 自 動 車 税      |   |    | 1期 |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 国民健康保険税        |   |    |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 |    |
| 後期高齢者<br>医療保険料 |   |    |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 |    |
| 介護保険料          |   |    |    |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 |    |

### 納付方法

税金の納付方法は下記のものがあります。自分にあつた納付方法を選択し納期限内納付を厳守しましょう。

#### ◆納付書での窓口納付

下記の窓口で納めてください。  
那珂川町役場（1階・会計課窓口）、小川出張所、足利銀行、栃木銀行、那須信用組合、那須南農業協同組合、郵便局、烏山信用金庫

#### ◆納付書でのコンビニエンスストア払い

※利用期限内でバーコードが有るものに限る

#### ◆ヤフーアプリを用いたスマートフォンでの決済

※コンビニエンスストア利用期限内でバーコードが有るものに限る

#### ◆口座振替

口座振替は時間と手間を省ける便利な方法です。ぜひご利用ください。利用できる金融機関は、納付書で納められる金融機関です。

金融機関の窓口にて、通帳・届出印をお持ちのうえ、お申し込みください。原則として、お申し込みの翌月から振替します。



### 計画的な納税が重要

納期限までに納税されなかった場合、督促状により納税を促します。それでも納税がない場合、滞納処分（差押など）に着手します。

また、納期限の翌日から延滞金が発生します。1,000円以上から加算されるので、税額によっては納期限後すぐに加算される場合があります。

なお、本町では、栃木県と協働して、町税の徴収強化に取り組んでいます。

※滞納処分とは、財産（動産、不動産、債権、預金等）の差押などの強制手続きをいいます。

※督促状とは、納期限後20日以内に送付される支払請求です。法律上送付しなければならないとされています。また、1通につき100円が手数料として税金に加算されます。送付日から起算して10日を経過した日から滞納処分の対象になります。

### 町税を滞納すると…

町では滞納整理に注力しています。特に納付の約束を守らない等悪質な場合は、法律に基づいて、差押などの滞納処分を実施しています。未納の税金などがある場合は、速やかに納付しましょう。

当たり前暮らししている毎日は、ひとりひとりの税金で成り立っています。このことを忘れずに、期限内納付を心がけ、しっかりと納税計画を立ててください。もし、生活の急変等で納付が困難になった場合は、速やかに税務課に相談してください。



税金